

6 保医健薬第 1 5 9 1 号  
令和 6 年 8 月 1 日

一般社団法人東京都病院薬剤師会  
会長 後藤 一美 様

東京都保健医療局健康安全部長  
中川 一典  
( 公 印 省 略 )

メチレンブルー静注 5 0 m g 「第一三共」の使用期限の取扱いについて ( 周知 ) ( 通知 )

日頃より、東京都の薬事行政に御協力いただき感謝申し上げます。  
今般、標記の件について、令和 6 年 7 月 9 日付で厚生労働省医薬局医薬品審査管理課から、別添のとおり事務連絡がありましたので送付いたします。

つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。  
なお、都内各病院管理者に対し、別途通知済みであることを申し添えます。

< 問合せ先 >

東京都保健医療局健康安全部

薬務課監視指導担当

電話番号：0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 1 2

事務連絡  
令和6年7月9日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

メチレンブルー静注50mg「第一三共」の  
使用期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

メチレンブルー静注50mg「第一三共」（成分名：メチルチオニウム塩化物水和物）の有効期間が3年から4年に延長されたこと等を踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県等におかれましては、医療機関及び薬局に対し、本事務連絡に基づいて本剤の使用期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取り計らいいただくようお願いいたします。

記

1 メチレンブルー静注50mg「第一三共」の使用期限について

(1) 使用期限の変更について

メチレンブルー静注50mg「第一三共」については、追加で得られた安定性データを踏まえて、令和6年（2024年）7月1日に、室温での有効期間を3年から4年に延長する届出がなされました。

他方、有効期間の延長前に出荷され、有効期間を3年とした使用期限が外箱及びボトルに印字されている製剤も、現在流通し、使用されているところ です。

このような製剤については、有効期間が4年である製剤として取り扱って差しつかえないこととしました。

(2) 見分け方及び取扱いについて

使用期限が令和6年（2024年）9月（2024/09 と表示）までとなっている製剤については、有効期間を3年として印字されているものですので、変更後の使用期限は別添に記載のとおり、印字されている使用期限より1年長いものとして取り扱うようお願いいたします。

## 2 使用期限の短い製剤の優先使用について

貴重な薬剤を無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくよう改めてお願いいたします。

以上

別添

(令和6年7月9日時点)

メチレンブルー静注50mg「第一三共」

・1アンプル(10mL)

ロット No	印字されている使用期限 (有効期間3年のもの)	使用して差しつかえない期限 (有効期間1年延長後)
BMA0005	2024/09	2025/09

以上